

# 周南市隣保館施設分類別計画



平成30(2018)年3月  
(令和5(2023)年3月改訂)  
周南市

## 目 次

第1章 本計画の目的.....	1
第2章 施設の設置目的と経緯.....	1
第3章 対象施設の一覧.....	1
第4章 施設の現状と課題.....	3
第5章 今後の施設の方向性.....	5
第6章 計画期間.....	7
参考資料.....	8

## 第1章 本計画の目的

周南市隣保館施設分類別計画（以下、「本計画」という。）は、本市が管理している「隣保館」について、今後の施設の方向性を示すものです。

## 第2章 施設の設置目的と経緯

隣保館は、社会福祉法に基づく隣保事業を実施する施設として設置した施設であり、周南市隣保館条例を定め、人権推進課が所管しています。

隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、地域住民を対象としたレクリエーション、教養・文化活動等地域住民の交流を図る事業や、人権に関する理解を深めるため啓発・広報活動の事業等を総合的に行うことを目的としています。

## 第3章 対象施設の一覧

本計画の対象となる施設及び位置は次のとおりです。

なお、本計画の対象となる施設の施設分類は市民交流施設です。

図表1 対象施設の一覧

No.	施設名	所在地	地域	利用圏域
1	尚白園	新宿通六丁目1番25号	今宿	地域
2	東福祉館	大字久米1316番地の1	久米	地域
3	川崎会館	川崎二丁目14番3号	富田東	地域
4	高水会館	大字原1番地の5	高水	地域

【尚白園】



【東福祉館】



【川崎会館】

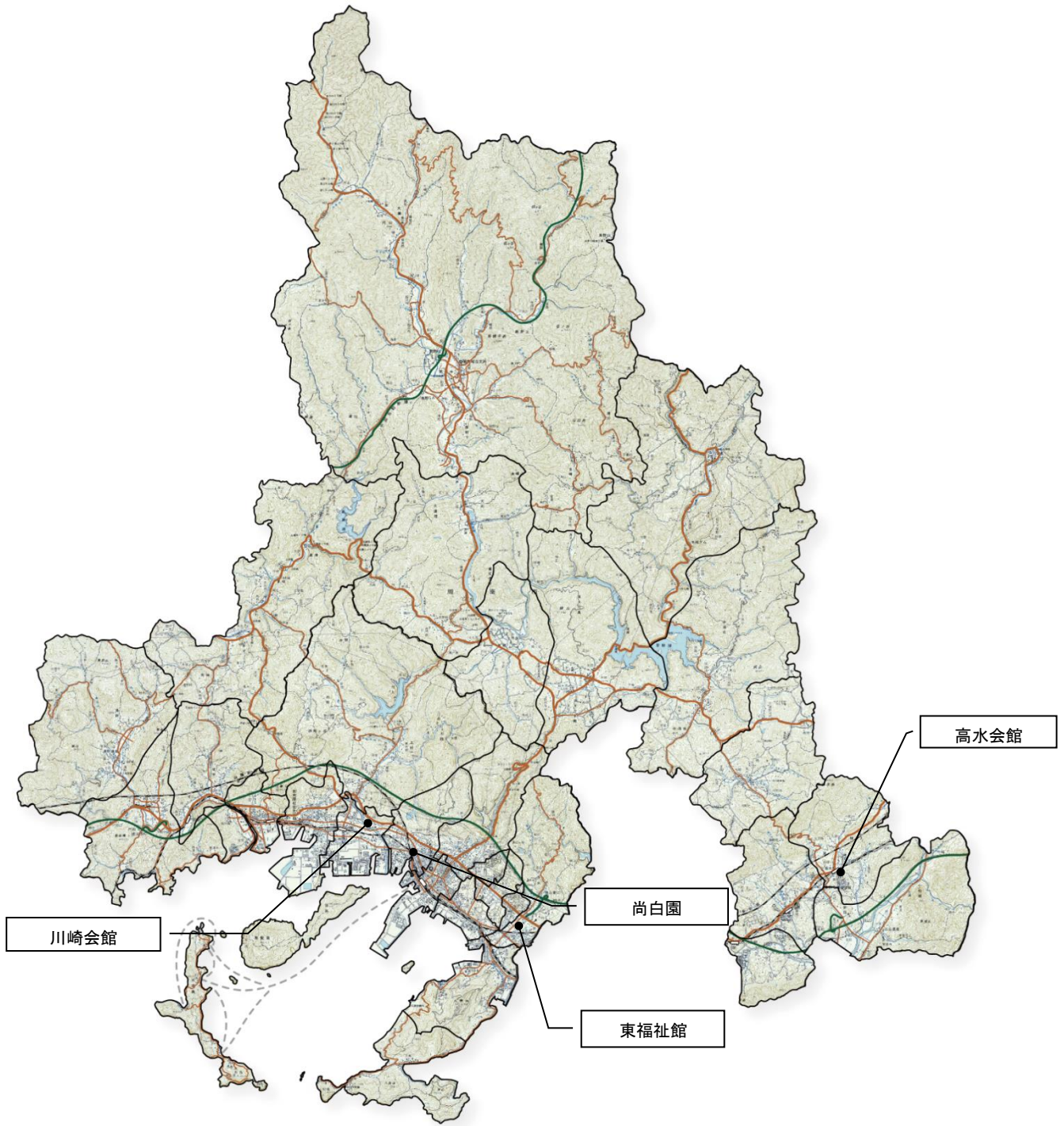


【高水会館】





図表 2 施設位置図



## 第4章 施設の現状と課題

### (1) サービスの現状と課題

人権に関わる課題は、少子・高齢化やICTの急速な進展、人々の価値観や生き方の多様化に伴い、ますます多様化し、複雑化してきています。

平成28（2016）年12月には部落差別の解消の推進に関する法律が施行され、国や地方公共団体は部落差別を解消するために必要な教育・啓発をすることが求められています。

このような状況の中で、人権啓発の拠点としての隣保館の役割は、ますます重要なものとなっています。また、無縁社会と言われ地域の人間関係が希薄となっている今日においては、地域コミュニティの拠点として、教養・文化活動等地域住民の交流を図っている隣保館の意義も重要です。

各館では、生花教室、手芸教室、陶芸教室等の教養・文化活動や、卓球等のスポーツ・レクリエーションに施設を貸し出しています。これらは利用者が自主的に運営しています。また地域の団体や隣保館の利用団体等が実行委員会を組織し、隣保館がこれをサポートする形で、夏祭りや教養文化活動の発表の場としての文化祭が開催されています。

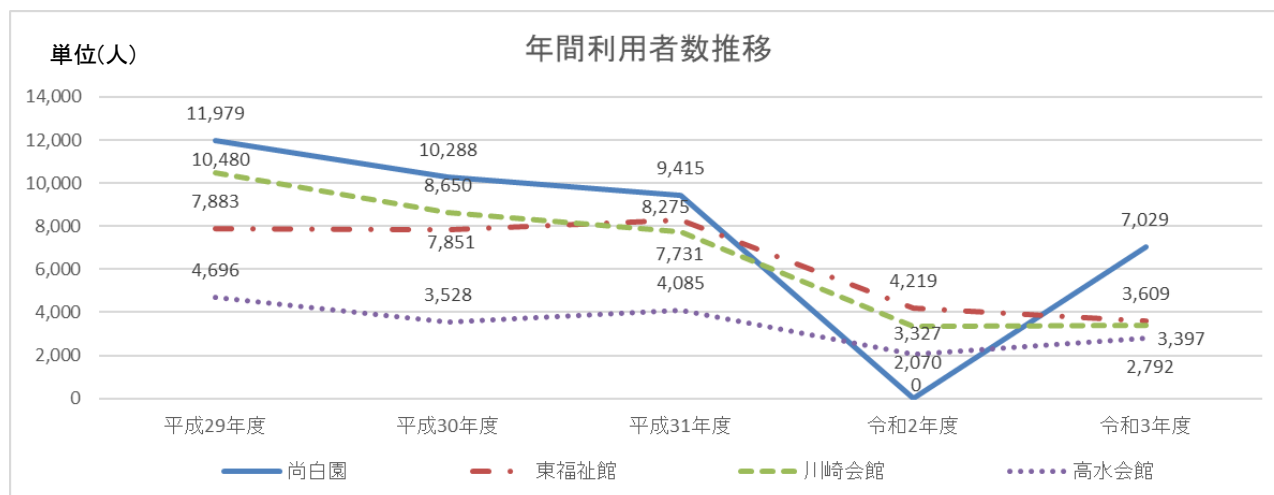
各館は人権講演会を主催するなど、人権についての理解を深める啓発・広報活動を行っています。令和3（2021）年度に開催した人権講演会等は10回で、203人が受講されました。

4館を合計した利用者数は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、最近の3年間で約44%減少し、令和3（2021）年度の利用者数は4館の合計で16,827人です。特に高水会館は、新型コロナウイルスの感染拡大以前から利用者数が少ない状況が続いています。

なお、尚白園には地域子育て支援センター、東福祉館には児童クラブが併設されており、1棟の建物を共用しています。

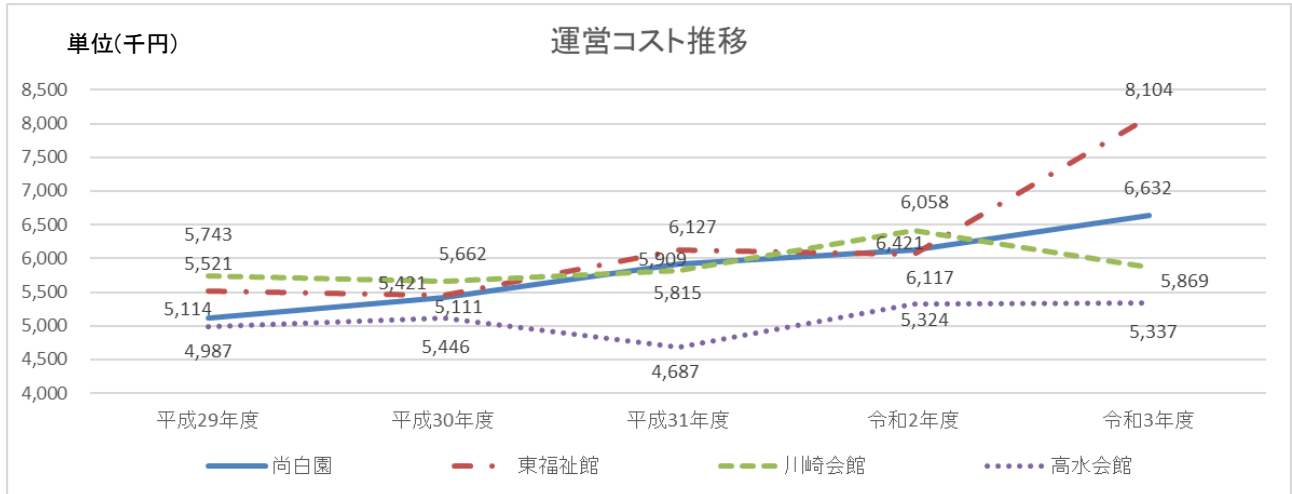
また、隣保館は災害種別にもよりますが、避難所としての機能も持っています。

図表3 各施設の利用者数の推移



(注) 令和2(2020)年度、尚白園は耐震改修工事実施のため利用できなかった。

図表 4 各施設の運営コストの推移



(2) 建物の現状と課題

建物の現状は次のとおりです。なお、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた建物の現状は、巻末に【参考資料 1】として添付します。

図表 5 建物の現状一覧

↓ 点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物							R4自主点検結果					
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造 / 法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	バリアフリーの状況		ハザードマップの状況					
								総合劣化度	対応	該当	土砂	洪水	高潮	津波	
1	尚白園	710.31	667.74	1971	RC /47年	経過	有	55.70	全部対応		警			0~0.5m	
2	東福祉館	867.27	747.09	1972	RC /47年	経過	無・不明	59.30	一部対応				0.5~3m		
3	川崎会館	447.40	444.20	1971	RC /47年	経過	無・不明	55.30	一部対応		警		3~5m	1~2m	
4	高水会館	364.64	326.92	1966	S /34年	経過	無・不明	66.90	一部対応	なし					

\* 自主点検は毎年実施

\* 構造: SRC(鉄骨鉄筋コンクリート造)、RC(鉄筋コンクリート造)、S(鉄骨造)、W(木造)

\* 法定耐用年数: 減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)において、構造や用途によって記載のもの

\* 土砂・警…警戒区域、土砂・特…特別警戒区域、洪水・河…河岸浸食、洪水・氾…氾濫流

4 館すべての隣保館が昭和 40 年代に建設したもので、建築後 50 年以上経過しています。高水会館は鉄骨造（一部木造）ですが、他の 3 館は鉄筋コンクリート造です。

ハザードマップの状況としては、川崎会館は土砂災害警戒区域に指定されているとともに、3 m ~ 5 m の洪水浸水想定区域（浸水深）となっており、災害のおそれのある区域に位置しています。

川崎会館は平成 13（2001）年度、尚白園は平成 17（2005）年度、東福祉館は平成 18（2006）年度にそれぞれ大規模な修繕を終えています。どの隣保館も適宜、施設・設備の維持修繕を行ってきています。

尚白園と東福祉館は平成 29（2017）年度に第二次耐震診断を実施した結果、補強が必要とされたため、尚白園は令和 2（2020）年度に耐震改修工事を実施し、東福祉館は令和 4（2022）年度に実施設計を実施の上、令和 5（2023）年度に耐震改修工事を実施する予定としています。

川崎会館と高水会館は第一次耐震診断が未了です。

## 第5章 今後の施設の方向性

### (1) 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

その後、施設の築年数に応じて、次のとおり、今後10年以内に優先的に取り組むべき施設を検討します。

- ① 建築後30年以上で耐震改修工事を実施または予定していない施設の優先度は、A（非常に高い）
- ③ 建築後30年未満で耐震改修工事を実施または予定していない施設の優先度は、B（高い）
- ② 建築後30年以上で耐震改修工事を実施または予定している施設の優先度は、C（比較的高くない）
- ④ 建築後30年未満で耐震改修工事を実施または予定している施設の優先度は、D（高くない）

この一次評価は、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などから結果を導き出すものであり、最終的な判断・決定にあたっての材料とします。

一次評価を実施したところ、すべての隣保館の施設の方向性は、「継続利用（現状維持）」となりました。優先度は、尚白園及び東福祉館が「比較的高くない」、川崎会館及び高水会館が「非常に高い」となりました。

なお、一次評価の検討内容等の詳細は、巻末に【参考資料2】として添付します。

## (2) 総合評価

### 1) 基本的な考え方

隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての機能を果たしており、また、平成28(2016)年度には人権に関する三つの法律<sup>1</sup>が施行され、その啓発を担う拠点施設としての役割も増していることから、今後も継続して事業を実施し、継続利用とします。

今後は、いずれの施設も築後50年以上を経過し、老朽化が進行していることから、適宜、建物等の状況把握に努めるとともに、各施設の利用状況等を考慮の上、必要な修繕、安全対策等を講じます。

なお、隣保館の事業目的に沿った利用については、社会福祉法の第2種社会福祉事業として「無料又は低額な料金でこれを利用させる」施設という趣旨に則り、引き続き使用料を無料として取り扱います。

### 2) 具体的な方針

今後の具体的な方針は次のとおりです。なお、以下の内容は、本計画の対象施設の現況を踏まえた現時点の想定であり、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等により、見直しを行うことがあります。

図表6 具体的な方針と実施時期(予定)

No.	施設名	主たる建物							一次評価		総合評価	対策の内容(大規模修繕・改修、更新、解体等)				
		築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況	取組の優先度	結果		R5	R6	R7	R8	R9
1	尚白園	51	RC /47年	経過	有	55.7	全部対応	土・高	比較的高くない	継続利用(現状維持)	継続利用					
2	東福祉館	50	RC /47年	経過	無・不明	59.3	一部対応	洪	比較的高くない	継続利用(現状維持)	継続利用	耐震改修				
3	川崎会館	51	RC /47年	経過	無・不明	55.3	一部対応	土・洪・高	非常に高い	継続利用(現状維持)	継続利用(大規模修繕等が必要な時点であり方を検討)					
4	高水会館	56	S /34年	経過	無・不明	66.9	一部対応	なし	非常に高い	継続利用(現状維持)	継続利用(大規模修繕等が必要な時点であり方を検討)					

<sup>1</sup> 人権に関する三つの法律…「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」



各施設ともに、建物の維持保全に係る各種点検（法定点検、自主点検、日常点検）を確実に実施し、不具合箇所の早期発見、早期対応に努めます。点検・診断等により修繕等の優先度が高い施設については、必要な応急措置を実施します。

尚白園は、令和2（2020）年度に耐震改修工事済み、東福祉館は、令和5（2023）年度に耐震改修工事を実施する予定であり、引き続き利用します。

川崎会館及び高水会館は、施設の建替えや大規模修繕等を検討する場合には、近隣の公有施設の利活用も含めて施設のあり方について検討します。

## 第6章 計画期間

本計画の計画期間は、令和9（2027）年度までとします。

なお、施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて本計画を見直すこととします。

【参考資料 1（第 4 章関係）】建物の現状一覧（詳細）

第 4 章に記載した建物の現状について、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた内容は次のとおりです。

図表 7 建物の現状一覧（詳細）

↓ 点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	主たる建物																		R4自主点検結果						バリアフリーの状況										ハザードマップの状況													
		総床面積 (㎡)	床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	【建築編】							【設備編】													総合劣化度	バリアフリーの状況					ハザードマップの状況															
								1.構造 部材		2.外壁、防水			3.扉、窓		4.床、階段		5.壁、天井		6.附帯設備			7.敷地			1.電気設備						2.機械設備							総合劣化度	対応	エレベーター・手すり	入口の 段差解消	施設内の 段差解消	多目的 トイレ	該当	土砂	洪水	高潮	津波	
								基礎	屋根	ドレン・とい	外壁・ひさし	扉	窓	防火戸	床仕上	階段	内壁	天井	擁壁	門扉	塀（C、B、フェンス等）	排水設備（側溝）	敷地	分電盤	照明器具	スイッチ・コンセント	自動火災報知装置		外灯	非常用照明	避難口誘導灯	エアコン	排煙設備	換気設備	屋内消火栓	給排水配管	ボイラー・給湯器												タンク類
1	尚白園	710.31	667.74	1971	RC /47年	経過	有	B	未	B	B	A	B	-	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	55.70	全部対応	○	○	○	○		警			0~0.5m				
2	東福祉館	867.27	747.09	1972	RC /47年	経過	無・不明	C	未	B	B	C	C	-	B	A	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	59.30	一部対応	○	○	×	○				0.5~3m						
3	川崎会館	447.40	444.20	1971	RC /47年	経過	無・不明	A	未	A	B	A	C	-	B	A	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	55.30	一部対応	○	○	×	×		警		3~5m	1~2m						
4	高水会館	364.64	326.92	1966	S /34年	経過	無・不明	B	C	C	B	A	A	-	A	-	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	66.90	一部対応	-	○	×	×	なし										

\* 自主点検結果

- ・自主点検による劣化度を建物の部位ごとにA～Cで判定する。
  - A:劣化がなく建物の利用に支障なし
  - B:劣化はあるが建物の利用に支障なし
  - C:劣化があり建物の利用に支障が生じている又は生じるおそれがある
- ・総合劣化度:建物の築年数、構造、自主点検による劣化度を考慮した、その時点における建物の状況を示す。点数が高い施設ほど、劣化が進んでいる。

【参考資料2（第5章関係）】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

(1) 個々の施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性のある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

視点	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ	
		サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設が存在 存在しない ⇒	◇ 民間譲渡
		◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い		存在する ⇒	◇ 廃止
		◇ 法律等による設置義務付けなし		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する	⇒ 共同利用
		◇ 補助金などの代替施策で対応可能	◇ サービス存続	◇ 補助金などの代替施策で対応可能	⇒ 廃止
サービス水準の適正化	「施設の量（数、面積）は現状のままでよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模（延床面積）の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 設置目的の意義が低下している	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 廃止
		◇ 利用実態が設置目的に即していない		建築から30年未満の施設	
		◇ サービス内容が設置目的に即していない		◇ 利用圏域 地域以外 ⇒	◇ 転用
		◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	地域 ⇒	◇ 地域移譲
サービス配置の適正化	「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 複合化（集約化）の検討	◇ サービス存続	◇ 統廃合による施設数の削減 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合
		◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・ サービス内容の重複 ・ 貸館稼働率	◇ サービス存続	統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒	◇ 統廃合
		◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒	◇ 継続利用（規模縮小）
		◇ 今後の利用者数が減少見込み		◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 複合化（集約化）
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができないか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 複合化（共用化）
		◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	※受益者負担の割合の妥当性が低い場合	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない	◇ 多目的化
					◇ 民間活力の拡大 (指定管理、PFI/PPP)
					◇ 受益者負担の見直し

これらの検討により、導き出される個々の施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化（集約化）	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化（共用化）	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用（現状維持）	現状維持のまま継続的に利用します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
継続利用（規模縮小）	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡（売却）します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

図表 8 一次評価結果

項番	施設名	(1)サービス主体の適正化						(2)サービス水準の適正化				(2)サービス水準の適正化													
		(1)-1 ・民間によるサービス提供の事例がある						(2)-1 施設本来の目的が達成されている、施設整備当時と状況が変化している				(2)-2 ・施設の利用が少ない、利用者・対象者の減少が見込まれる ・同種施設が複数配置されている													
		代替性民間参入①	代替性民間参入③	公共性必要性③	有効性互換性②	評価結果	有効性互換性②	有効性互換性③	有効性互換性③	有効性互換性③	公共性①	公共性②	公共性③	建築経過年数 (R4.4.1時点)	有効性互換性①	評価結果	有効性利用度①	有効性利用度③	有効性互換性②			評価結果			
行政以外にサービスを提供する民間事業者等の存在を確認し、民間参入の可能性はどうか。	市が施策を推進するにあたって、市が自ら運営主体として関与しなければならない施設かどうか。	法律等により設置が義務づけられているか。	利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。(県施設、民間施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間	利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。(県施設、民間施設も含む。)														市有 or 他官公庁 or 民間	対象施設	補助金などの代替施策で対応できるものか。		今日の視点から、設置目的の意義が低下していないか。	利用実態が設置目的に即しているか。	サービス内容が設置目的に即しているか。
1	尚白園	可能性はない	関与する必要性が高い	法律等で定められているが必置ではない	存在する	市有		存在する	市有	市民センター	対応不可能		低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	51	地域	評価結果	3年連続で減少	横ばいの見込み	存在する	市有	市民センター		
2	東福社館	可能性はない	関与する必要性が高い	法律等で定められているが必置ではない	存在する	市有		存在する	市有	市民センター	対応不可能		低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	50	地域	評価結果	その他	横ばいの見込み	存在する	市有	市民センター		
3	川崎会館	可能性はない	関与する必要性が高い	法律等で定められているが必置ではない	存在する	市有		存在する	市有	コミュニティセンター	対応不可能		低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	51	地域	評価結果	3年連続で減少	横ばいの見込み	存在する	市有	コミュニティセンター		
4	高水会館	可能性はない	関与する必要性が高い	法律等で定められているが必置ではない	存在する	市有		存在する	市有	市民センター	対応不可能		低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	56	地域	評価結果	その他	横ばいの見込み	存在する	市有	市民センター		

(3) サービス配置の適正化												(4) 事業手法の適正化				検討結果一覧表														一次評価結果												
(3)-1 ・複数のサービスを集約することで施設の魅力向上が期待される(利用者が共通、提供サービスに関連性がある、世代間の交流が生まれる、他地域との交流が生まれるなど)												(3)-2 ・施設分類が異なるほかの施設で、同様のサービスを提供している ・同様の建物やスペースを利用して目的や内容が異なるサービスを提供しているなど				(3)-3 ・施設が比較的新しくスペースに余裕がある				(4)-1 ・公共施設に係るコストが増加傾向にある等、コスト効率が悪いと判断される ・市が直接運営する必要は無く、民間参入が可能であり、その効果が期待できるか				A	B	C	D	E	F		G	H	I	J	K	民生の拡大	受益者負担の見直し					
サービス集約のメリット (メリットあり or 空欄)	建築経過年数 (R4.4.1時点)	評価結果	同地域内で、施設分類が異なるが同様のサービスを提供している施設が複数ある。 ※あれば○	貸館の稼働率等を輸入	建築経過年数 (R4.4.1時点)	評価結果	有効性利用度①	有効性利用度③	延床面積 (m <sup>2</sup> )	建築経過年数 (R4.4.1時点)	評価結果	代替性民間参入②	効率性コスト①	効率性コスト②	評価結果	効率性コスト③	前年度までの過去3年間の利用者1人当たりのコストの推移はどうか。	前年度の利用者1人当たりのコストはどうか。	前年度の収入と支出の状況から、受益者負担の割合の妥当性はどうか。 ※公の施設のみ回答	期待できない	3年連続で増加	非該当	期待できない	3年連続で増加	非該当	期待できない	3年連続で増加	非該当	期待できない		3年連続で増加	非該当	期待できない	3年連続で増加	非該当	期待できない	3年連続で増加	非該当	期待できない	3年連続で増加	非該当	
	51			19.9%	51		3年連続で減少	横ばいの見込み	710.31	51		期待できない	3年連続で増加	非該当		非該当																										「継続利用(現状維持)」
	50			13.5%	50		その他	横ばいの見込み	867.27	50		期待できない	その他	非該当		非該当																										「継続利用(現状維持)」
	51			5.8%	51		3年連続で減少	横ばいの見込み	447.40	51		期待できない	その他	非該当		非該当																										「継続利用(現状維持)」
	56			6.5%	56		その他	横ばいの見込み	364.64	56		期待できない	3年連続で増加	非該当		非該当																										「継続利用(現状維持)」

\* 令和 2(2020)年以降の新型コロナウイルス感染症拡大による影響は特殊要因として捉え、「有効性 利用度①前年度までの過去3年間の利用者数の推移はどうか。」「効率性 コスト①前年度までの過去3年間の利用者1人当たりのコストの推移はどうか。」については、平成 29(2017)年度から令和元(2019)年度の利用状況を基準に判定しています。

# 周南市隣保館施設分類別計画

平成30(2018)年3月

(令和5(2023)年3月改訂)

環境生活部 人権推進課

〒745-8655 周南市岐山通1-1

電話 0834-22-8456

FAX 0834-22-8243

電子メール [jinken@city.shunan.lg.jp](mailto:jinken@city.shunan.lg.jp)